

「愛知県果樹農業振興計画」の概要について

1 計画の位置づけ

- 「果樹農業振興特別措置法」(昭和36年法律第15号)に基づく県の振興計画で、国の「果樹農業振興基本方針」(平成27年4月27日公表)に即して策定。
- 「食と緑の基本計画2020」に係る果樹分野の個別計画であり、県内果樹産地が策定する「果樹産地構造改革計画」の指針となるもの。

2 計画期間

- 平成28年度～平成37年度の10年間の計画(目標年度:平成37年度)
- なお、概ね5年ごとの国基本方針の改正に合わせて見直し。

項目	現状 (平成26年)	中間目標		目標	
		(平成32年)	現状対比 (%)	(平成37年)	現状対比 (%)
栽培面積 (ha)	5,000	4,820	(96)	4,600	(92)
生産量 (t)	63,592	62,530	(98)	61,230	(96)
産出額 (億円)	175	175	(100)	—	—

(注)生産量は振興品目(12品目)の収穫量の合計。

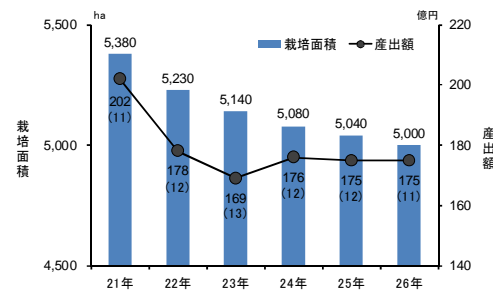
本県果樹農業の現状・課題

《生産》

○本県では、かんきつ類を始め多様な果樹を栽培。生産量日本一のいちじくを始め、ハウスみかんや次郎柿などブランド力を持った産地を形成。

○H26の栽培面積は、H21と比べ380ha減少(7%減)。産出額は、H22に200億円を下回って以降、横ばい。H26は175億円。

○ブランド品目を中心に本県果樹の生産力・供給力の強化が必要。



《担い手》

○販売のあった経営体のうち果樹類の単一経営体数は、H17には3,455経営体、H27には2,829経営体(H17対比82%)に減少。

○生産構造分析調査結果では、一部産地が含まれていないものの、主要6品目の生産農家及び栽培面積は大幅に減少の見通し。

○果樹産地の維持を図るため、基幹経営体の育成に加え、多様な担い手の確保・育成が必要。

《流通》

○本県産の果樹の出荷先は、いちじくではその大半が、みかんでは7割程度が市場出荷。一方、ぶどうでは8割が、なしでは6割が直売等市場外仕向け。

○品目により重点仕向先が異なるため、各品目の販売先を踏まえ、マーケットインの視点に立った生産・出荷を行うことが必要。

《消費》

○果実摂取量は、健康増進の観点から望ましいとされる1人1日当たり200g(厚生労働省)を大幅に下回る(H26 105g)。特に20～40歳代の摂取量が少ない。

○いいともあいち運動と連携した地産地消及び食育の推進により、果物を毎日の食生活に欠かせない機能性をもつ品目として定着させていくことが必要。

《果樹を取り巻く情勢》

○TPPの締結を見据えた対応が必要。一方、輸出拡大のチャンス。

○地球温暖化による高温等により品質が低下。また、鳥獣被害が拡大しており、果実を安定生産・安定供給するための対策が必要。

主な施策の方向

【振興する果樹】

主要品目 … うんしゅうみかん、ぶどう、なし、もも、かき、いちじく
 地域を支える果樹 … その他かんきつ類、くり、うめ、キウイフルーツ、ぎんなん、ブルーベリー (合計12品目)

果樹経営の強化と多様な担い手の確保・育成

1 果樹経営の強化

- マーケットインの視点により優良品種等への転換を推進
- 産地パワーアップ事業等を活用し経営基盤を強化
ハウスみかん栽培施設、いちじく雨除け施設の整備
- 作業請負など労働力を補完する仕組みづくりを支援



いちじくの雨除け施設

2 多様な担い手の確保・育成

- 農起業支援センターにおいて一元的に就農を支援
- 産地が取り組む果樹農業塾等の活動を支援

果樹産地の生産・供給力の強化

1 高品質・安定生産に資する新技術等の開発と普及

- 高品質・安定生産技術の確立、県オリジナル品種の育成・普及
- 国事業等を活用し優良品種への改植等を推進
ぶどう「シャインマスカット」、本県育成のかんきつ「夕焼け姫」等



県育成かんきつ品種「夕焼け姫」

2 集出荷貯蔵施設等整備の推進

- 計画的な集出荷貯蔵施設等の整備を推進

3 地球温暖化適応策・鳥獣被害対策等の推進

本県産果実の魅力高め伝える取組の推進

1 ブランド化の推進

2 6次産業化の推進

- 酒税法の特例措置等を活用したワイン生産の取組を支援

3 環境と安全に配慮した果樹生産の推進

4 輸出等の取組拡大

- 東南アジアをターゲットにした展示会・商談会等の機会を提供

5 食育の推進



輸出拡大に向けた商談会

本県の特徴を生かした果樹農業の振興
 魅力とやりがいのある果樹経営の確立